

教育子ども委員会 所管事務調査 放課後施策の新たな方向性（案）について

学童保育（=育成会）への支援強めて、 子どもたちに豊かな放課後を

さいとう 愛子議員

8月17日、教育子ども委員会で「放課後施策の新たな方向について」所管事務調査が行われ、さいとう愛子議員が質問しました。

名古屋市には小学生が放課後を過ごす、放課後児童クラブ（育成会、トワイライトルーム、児童館留守家庭児童クラブ：下表参考）があり、利用ニーズが高まっています。しかし、今年5月1日現在で育成会を利用できない児童が37人となっています。待機児童が生じている学区で育成会への支援を強めが必要です。

を慎重に検討し、社会福祉法人など安定した経営基盤と児童福祉の専門性、実績をもち地域や保護者とのつながりを理解した法人などを対象とする考えを示しました。

育成会の合同運営の要件緩和

育成会の運営助成要綱では、一つの学区で一つの運営委員会が要件となっています。育成会の運営委員が、複数のクラブを運営する際の要件緩和を提案されました。一つの育成会が学区を超えて複数のクラブを運営してもよいとし、所有地要件の緩和を検討しています。現在、育成会の運営主体が学区の児童委員等が過半数との要件があることから、それぞれのクラブの所在する学区の児童委員等を含めて運営委員会を構成し地域とのつながりの仕組みを維持します。

育成会の運営状況に関するアンケートで「分割して運営したいと思わない」が55%であり、その大きな理由の一つが「土地・建物の確保」です。さいとう議員は「家賃補助が大幅に拡充されたが、学区内で土地探しにいつも苦労すると聞いたので支援を強めてほしい」と強く要望しました。

スタッフの確保や育成

育成会などでは、スタッフ（指導員）の確保や育成が課題となっています。さいとう議員は育成会など放課後児童クラブの人材確保と育成をしながら、量的拡充と質的確保で早急に整備を進め、子どもの権利として豊かな放課後が過ごせる施策を要望しました。



法人運営への移行など運営体制 見直し

市は、育成会への支援として、運営委員会から法人による運営への移行など運営体制の見直しを行います。法人運営への移行では、対象法人

放課後施策の概要					
	育成会		トワイライトルーム		
運営	地域の理解と協力を得て自主的に設置される運営委員会		名古屋市・業務委託		
時間	(月)から(金)	一日3時間以上	(月)から(金)	基本時間 授業終了～17時 選択時間 授業終了～19時	
	(土)		(土)	9時～17時 選択時間 9時～18時	
場所	長期休業 原則一日8時間以上 (月)～(土)		長期休業 (月)～(金)	基本時間 8時～17時 選択時間 8時～19時	
	市貸与の専用室・借家の民家など		小学校施設内		
対象	保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校1～6年生		【基本時間】実施校の在籍・当該学区在住の小学校1～6年生 【選択時間】基本時間に申し込みした児童のうち保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の児童		
	191か所 所在学区の児童のみ受け入れは81か所 所在学区以外の児童も受け入れは110か所	53か所			

* 市内の小学校区は262学区。

* 育成会もトワイライトルームもない学区は50学区。